

佐賀県告示第271号

鳥獣保護区の指定（平成2年佐賀県告示第634号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>杵島郡白石町大字馬洗の県道武雄白石線と町道馬洗第2号線と里道との交点を起点とし、同所から町道馬洗第2号線を東へ進み船野山園内道路との交点に至り、同園内道路を南へ進み林道船野山線との交点に至り、同林道を西へ進み県道久間白石線との交点に至り、同県道を東へ進み町道嘉瀬川線との交点に至り、同町道を西へ進み湯崎園内道路との交点に至り、同園内道路を南へ進み林道川津嘉瀬川線との交点に至り、同林道を南へ進み旧白石町と旧有明町との境界に至り、同所から同境界を東へ進み町道須古南北線との交点に至り、同町道を南東へ進み県道白石大町線との交点に至り、同県道を南へ進み町道辺田三社線との交点に至り、同町道を西へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道田野上線との交点に至り、同町道を西へ進み町道北端高原線との交点に至り、同町道を南へ進み町道錦橋線との交点に至り、同町道を東へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、<u>同町道を東へ進み</u>県道白石大町線との交点に至り、同県道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、同町道を南東へ進み国道207号との交点に至り、同国道を南へ進み町道深浦東部線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道深浦西部線との交点に至り、同町道を西へ進み町道山ノ根観音線との交点に至り、同町道を北へ進み町道山ノ根坂田線との交点に至り、同町道を南東へ進み県道久間深浦線との交</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>杵島郡白石町大字馬洗の県道武雄白石線と町道馬洗第2号線と里道との交点を起点とし、同所から町道馬洗第2号線を東へ進み船野山園内道路との交点に至り、同園内道路を南へ進み林道船野山線との交点に至り、同林道を西へ進み県道久間白石線との交点に至り、同県道を東へ進み町道嘉瀬川線との交点に至り、同町道を西へ進み林道湯崎線との交点に至り、<u>同林道を南へ進み湯崎園内道路との交点に至り</u>、同園内道路を南へ進み林道川津嘉瀬川線との交点に至り、同林道を南へ進み旧白石町と旧有明町との境界に至り、同所から同境界を北西へ進み町道須古南北線との交点に至り、同町道を南東へ進み県道白石大町線との交点に至り、同県道を南へ進み町道辺田三社線との交点に至り、同町道を西へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道田野上線との交点に至り、同町道を西へ進み町道北端高原線との交点に至り、同町道を南へ進み町道錦橋線との交点に至り、同町道を東へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、<u>町道古賀辺田線</u>を東へ進み県道白石大町線との交点に至り、同県道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、同町道を南東へ進み国道207号との交点に至り、同国道を南へ進み町道深浦東部線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道深浦西部線との交点に至り、同町道を西へ進み町道山ノ根観音線との交点に至り、同町道を北へ進み町道山ノ根坂田線との交</p>

改正前	改正後
<p>点に至り、同県道を西へ進み白石町と嬉野市との市町境界との交点に至り、同所から同境界を北東へ進み武雄市と白石町との市町境界との交点に至り、同所から同境界を北へ進み武雄市の市道永池線と白石町の里道との交点に至り、同所から同里道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>交点に至り、同町道を南東へ進み県道久間深浦線との交点に至り、同県道を西へ進み白石町と嬉野市との市町境界との交点に至り、同所から同境界を北東へ進み武雄市と白石町との市町境界との交点に至り、同所から同境界を北へ進み武雄市の市道永池線と白石町の里道との交点に至り、同所から同里道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>